

65歳以上の皆さんへ 平成24年度から 介護保険料 が変わります

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が、基準額5万7000円(月額4750円)に変更になります。

今回変更した保険料額は、平成24年度から26年度までの3年間に必要となる介護サービスの給付額を見込み、その一部を65歳以上の方に負担していただくことで算出しています。

皆さんの介護保険料は、介護保険を運営する

ための大切な財源となりますので、誰もが安心して介護サービスを受けられるよう、納付のご協力をお願いします。

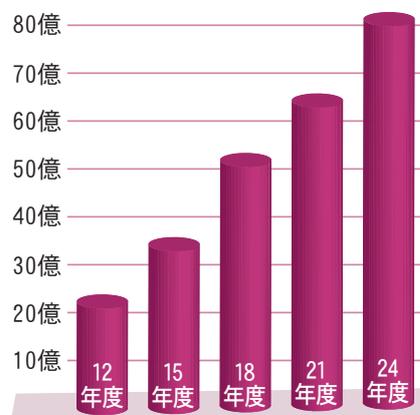
なお、年金からの差し引きの方には「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を、納付書または口座振替の方には「介護保険料納入通知書兼領収証書」を7月中旬に郵送します。

☎ 高齡福祉課(☎826-1111 内線2463)

■介護保険事業費の推移

(単位：千円)

| 年度 | 12 | 15 | 18 | 21 | 24 | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 介護保険事業費 | 2,320,330 | 3,541,480 | 5,334,983 | 6,603,328 | 8,354,963 | |
| 負担割合 | 第1号被保険者 | 17.0% | 18.0% | 19.0% | 20.0% | 21.0% |
| | 第2号被保険者 | 33.0% | 32.0% | 31.0% | 30.0% | 29.0% |
| | 国 | 25.0% | 25.0% | 25.0% | 25.0% | 25.0% |
| | 県 | 12.5% | 12.5% | 12.5% | 12.5% | 12.5% |
| | 市 | 12.5% | 12.5% | 12.5% | 12.5% | 12.5% |



■65歳以上の方の介護保険料

| 平成24年度から26年度まで | | | | 平成21年度から23年度まで |
|----------------|--|----------|----------|----------------|
| 所得段階 | 対象者 | 保険料の調整率 | 保険料(年額) | 保険料(年額) |
| 第1段階 | 老齡福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方、生活保護を受けている方 | 基準額×0.4 | 2万2800円 | 1万8200円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税の対象になる年金の収入額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.4 | 2万2800円 | 1万8200円 |
| 第3段階 | 世帯全員が市町村民税非課税で、本人は第1段階、第2段階以外の方 | 基準額×0.75 | 4万2700円 | 3万4200円 |
| 第4段階 | 同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税の対象になる年金の収入額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.9 | 5万1300円 | 4万1000円 |
| 第5段階 | 同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で、第4段階以外の方 | 基準額×1.0 | 5万7000円 | 4万5600円 |
| 第6段階 | 本人は市町村民税課税で、前年の合計所得が125万円未満の方 | 基準額×1.15 | 6万5600円 | 5万2400円 |
| 第7段階 | 本人は市町村民税課税で、前年の合計所得が125万円以上200万円未満の方 | 基準額×1.25 | 7万1200円 | 5万7000円 |
| 第8段階 | 本人は市町村民税課税で、前年の合計所得が200万円以上500万円未満の方 | 基準額×1.5 | 8万5500円 | 6万8400円 |
| 第9段階 | 本人は市町村民税課税で、前年の合計所得が500万円以上の方 | 基準額×1.8 | 10万2600円 | 8万2000円 |